

魚津市告示第126号

魚津市介護予防通所介護相当サービス実施要綱の一部改正について

魚津市介護予防通所介護相当サービス実施要綱（平成28年魚津市告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月11日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 条－第44条 （略） 別表（第 6 条関係） 【別記】	第 1 条－第44条 （略） 別表（第 6 条関係） 【別記】

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
(略)			
13 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	1月につき	所定単位× <u>92</u> ／1,000
	(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	1月につき	所定単位× <u>90</u> ／1,000
	(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	1月につき	所定単位× <u>80</u> ／1,000
	(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	1月につき	所定単位× <u>64</u> ／1,000
	(5) 介護職員等処遇改善加算 (V) 1	1月につき	所定単位× <u>81</u> ／1,000
	(6) 介護職員等処遇改善加算 (V) 2	1月につき	所定単位× <u>76</u> ／1,000
	(7) 介護職員等処遇改善加算 (V) 3	1月につき	所定単位× <u>79</u> ／1,000
	(8) 介護職員等処遇改善加算 (V) 4	1月につき	所定単位× <u>74</u> ／1,000
	(9) 介護職員等処遇改善加算 (V) 5	1月につき	所定単位× <u>65</u> ／1,000
	(10) 介護職員等処遇改善加算 (V) 6	1月につき	所定単位× <u>63</u> ／1,000
	(11) 介護職員等処遇改善加算 (V) 7	1月につき	所定単位× <u>56</u> ／1,000
	(12) 介護職員等処遇改善加算 (V) 8	1月につき	所定単位× <u>69</u> ／1,000
	(13) 介護職員等処遇改善加算 (V) 9	1月につき	所定単位× <u>54</u> ／1,000
	(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) 10	1月につき	所定単位× <u>45</u> ／1,000
	(15) 介護職員等処遇改善加算 (V) 11	1月につき	所定単位× <u>53</u> ／1,000
	(16) 介護職員等処遇改善加算 (V) 12	1月につき	所定単位× <u>43</u> ／1,000
	(17) 介護職員等処遇改善加算 (V) 13	1月につき	所定単位× <u>44</u> ／1,000
	(18) 介護職員等処遇改善加算 (V) 14	1月につき	所定単位× <u>33</u> ／1,000

備考 (略)

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
(略)			
13 <u>介護職員処遇改善加算</u>	(1) <u>介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</u>	1月につき	所定単位× <u>59</u> ／1,000
	(2) <u>介護職員処遇改善加算（Ⅱ）</u>	1月につき	所定単位× <u>43</u> ／1,000
	(3) <u>介護職員処遇改善加算（Ⅲ）</u>	1月につき	所定単位× <u>23</u> ／1,000
14 <u>介護職員等特定処遇改善加算</u>	<u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）</u>	<u>1月につき</u>	所定単位× <u>12</u> ／1,000
	<u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）</u>	<u>1月につき</u>	所定単位× <u>10</u> ／1,000
15 <u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u>		<u>1月につき</u>	所定単位× <u>11</u> ／1,000

備考（略）

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。